

事業継続計画（BCP）・災害編令和 8 年 Ver.

株式会社 SK

代表取締役 小板橋 祥

1 目的

本計画は、大地震等の自然災害が発生した場合に、サービス提供を継続し、或いは一時中断しても可及的速やかに事業活動を復旧しご利用者にサービスを提供するために実施すべき事項を定め、平時から円滑にこれを遂行できるよう準備すべき事項を定めたものである。

2 基本方針

下記のうち一つを選ばなければならない状況では、以下の優先順位で対応すること。

- ① 職員自身や自分の家族等、大切な人の身の安全の確保
- ② ご利用者の身の安全の確保
- ③ サービスの継続、再開に向けた活動

3 緊急時の対応

以下、「地域一帯で震度 5 強以上の地震が日中のサービス提供時間に発生。電気、ガス、水道のライフラインは 4～7 日で復旧する見込み」との想定で計画を定める。

（1）BCP 発動基準

市内で震度 5 強以上の地震が発生した場合→発生直後から自動的に発動

その他、災害対策本部長が必要と判断した場合→ラインの BCP 専用グループ（使えない者についてはメール、電話、災害用伝言 web 等で補完）で通知を受けた者から順次発動

（2）対応体制

ア 組織

- ・災害対策本部長（本部に 1 名、管理者：小板橋祥）

最高責任者であり指導者。災害対応や事業継続に関する決定、災害対策会議の招集、外部機関との連携窓口、災害対策本部の運営と決定事項の伝達を担う。

- ・副部長（本部に 1 名、介護職員：本間恵）

本部長の補佐。不在時に本部長の役割を担う。情報の集約と進捗管理

- ・各役割担当（現場職員）

- ・連絡係 職員やご利用者との連絡、安否確認を取りまとめる。
- ・記録係 被災状況、被害等の重要な情報を日々記録する。
- ・備蓄係 備蓄の賞味期限、使用の可否等をチェックし更新する。

イ 初動 以下を並行して行う。

- ・現場に居ない職員 →職員・家族の安否確認

各自、本部長に安否の状況報告をする。

↓

本部長、副部長が取りまとめ全員の状況確認。全員無事の場合、次の段階に移る。

↓

音信不通、受傷、行方不明など安全が危ぶまれる者がいる場合、できる限り全員で連携し安全確保に務める。但し自らを犠牲にしてはならない。

↓

動ける職員の参集と連携

家族の安全確保等、必要な対応が完了し次第本部に連絡。

事業所へ参集、ご利用者の対応業務と復旧作業にあたる。

- ・現場に居る職員 →ご利用者の安全確保

- ・地震発生時、デイに居るご利用者に対して

① 避難訓練・計画に沿って安全確保、応急処置、集団避難を行う。

② 避難場所まで誘導し、帰宅できるご利用者から順次ご帰宅頂く（家族に送迎を依頼。できない場合は職員による送迎）

③ 帰宅不能なご利用者は避難所で待機して頂く

④ 状況を各ご利用者の担当ケアマネに報告

- ・地震発生時、デイに居ないご利用者に対して

手分けして電話をかけ安否確認。安全確認できないご利用者はご家族やケアマネに連絡し、対応可能な職員が消防署に救急要請、ご自宅を訪問する等対策を取る。

ウ 復旧段階

被災翌日から、対応可能な職員は事業所に出勤し以下を行う。

- ・ご利用者が必要とするケアの提供（無償とする）
- ・ケアマネージャーと情報共有、事業再開に向けた協議
- ・事業所内の危険物の除去、清掃等

事業再開の目処が立ち次第、ご利用者ご家族、担当ケアマネに連絡し、希望ご利用者数が定員に達し次第、事業再開する。

4 平時の対応

（１）建物・設備の安全対策

ドアが衝撃により開かなくなり閉じ込められたときの対策

窓ガラスは割れないか 割れても破片が散乱しない対策
消火器、スプリンクラー、通報システムは問題なく作動するか
エレベーターに閉じ込められたときの対策

(2) 電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等

電気 ←発電機の備え 大型発電機を借りる機関の確認

水道 ←ペットボトル 500 ミリリットル 24 本分

通信 ←パソコンが破損した場合に備えデータを紙で保管

必要品の備蓄 ←別紙リスト (3 名の利用者と 2 名の職員が 3 日間デイでのげる量)

車 ←ガソリンを満タンにしておく。バッテリーの消耗具合の確認

(3) 避難と安否確認

- ・年間計画に基づく避難訓練の実施
- ・災害マップを事業所内に掲示。ご利用者宅に配布し避難場所を案内する
- ・独居、自力で避難できないご利用者のリストアップ (最低 3 名分)
- ・避難場所となる施設や学校との合同訓練、打ち合わせの実施
- ・職員・ご利用者の安否に関する情報共有
連絡先を常に最新・正確なものにしておく (情報のアップデート)。
契約時に「災害時にどうするか」を話し合っておく。

(4) 他施設及び地域との連携

- ・避難場所となる施設と合同研修
- ・自治体の研修に参加し、地元行政の考え方や進捗を把握する。
- ・民生委員、包括との連携

(5) 研修・訓練の実施

- ・備品の棚卸しと更新 (4 月)
- ・一次救命、応急処置法の習得 (6 月または 12 月)
- ・災害想定で安否確認をリハーサル 伝言ダイヤルを使ってみる (6 月または 12 月)

本 BCP は、原則として毎年 4 月に更新する。

令和 8 年 4 月 1 日に上記内容を確認し、更新いたします。

以上